

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

戦後、日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女平等社会の実現に向けて、様々な法律の整備や制度の改革がなされてきました。

しかしながら、社会制度や慣行において社会的、文化的につくり上げられたジェンダー（性差）による差別が、いまだに私たちのまわりにあることも歴然とした事実です。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自ら主体性と責任を持って差別の無い、両性が対等・平等な関係の社会を築いていくことが大切です。

男女平等に関する国際的な取り組みは、1975年（昭和50年）に国連が提唱した国際婦人年によって、新しい段階を迎え、この年、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議において、世界女性行動計画が採択され、また、1979年（昭和54年）国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

わが国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめとする男女平等に関する法律や制度面の整備を進め、この条約を1985年（昭和60年）に批准するなど、国際的な取り組みと連動しつつ、女性問題の解決・男女共同参画社会の実現に向けての様々な取り組みが進められてきました。1999年（平成11年）6月には、「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、2000年（平成12年）12月には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

北海道においては、2001年（平成13年）4月から北海道男女平等参画推進条例が施行され、2002年（平成14年）3月には、北海道男女平等参画基本計画が策定されました。

登別市は、1996年（平成8年）に策定した「登別市総合計画」の基本構想で、「すべての人が、地域の中でともに生きると言う意識はまちづくりの基本です。」とうたい、基本構想実現のアプローチとして、「登別市総合計画基本計画の中に「女性もともに参画する地域社会をつくる」を位置付け男女共同参画社会づくりに向けて様々な施策の展開を図ってきました。

豊かで活力あるまちづくりをすすめるためには、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合いつつ、家庭や地域、働く場、政策決定の場など、あらゆる場でそのもてる能力を発揮し、活躍することができる男女共同参画社会を早期に実現することが必要です。

当市においては、1997年（平成9年）12月に、市民の立場で男女共同参画を推進する「のぼりべつ男女共同参画懇話会」が設立され、1998年（平成10年）11月、市と共同で「男女平等についての意識調査」を実施、2000年（平成12年）3月には、「男女共同参画社会の実現に向けた提言」が提出されました。

このような背景のもと、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の実現を図るための施策を総合的、計画的に推進することを目的に、2001年（平成13年）12月に設置した「男女共同参画社会づくり市民検討委員会」での検討や「のぼりべつ男女共同参画懇話会」からの提言、市民の意見などを踏まえて策定しました。

2. 基本的な考え方

この計画は、憲法にうたわれている「個人の尊重」と「男女平等」の理念に基づいて、これまで、長い歴史の中で培われてきた「男らしさ、女らしさ」、「男は仕事、女は家庭」といった社会的、文化的につくられたジェンダー（性差）にとらわれず、すべての人が、その個性と能力を発揮しながら、自らの意思であらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3. 基本的な目標

男女共同参画社会を実現するため次の4つを基本目標とします。

- I. 男女の人権が尊重される社会の実現
- II. 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現
- III. 雇用等の分野における男女平等の実現
- IV. 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

4. 基本的な目標を達成するための基本的施策

基本的な目標を達成するため次の項目を基本的な施策の方向とします。

- 1. 意識変革のための普及啓発活動の推進
- 2. 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進
- 3. 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止
- 4. 政策・方針決定の場への参画の促進
- 5. 社会活動における男女共同参画の促進
- 6. 家庭における男女共同参画の促進
- 7. 国際交流の推進
- 8. 女性が安心して働き続けることのできる社会の実現

- 9. 女性の職業能力の開発向上・再就業の促進
- 10. 全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備
- 11. 子育て支援体制の充実

5. 計画を推進するための行政、市民、団体、事業所等の役割

【行政の役割】

市は、あらゆる施策を男女共同参画の視点で行うことを基本に、男女共同参画社会基本法が目的とする男女の平等やそれぞれの個性を尊重する男女共同参画社会の実現に努めます。

【市民、団体、事業所等の役割】

男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していくのは市民です。

市民には、家庭、職場、地域等のあらゆる場でお互いの個性と人権を尊重し、パートナー精神を養いつつ、男女が共に責任を担う男女共同参画社会づくりを積極的に実践していくことが期待されます。

また、各種団体や事業所においても、男女共同参画社会基本法の考え方を理解し、それぞれの立場で自主的な取り組みを展開していく必要があります。

6. 計画の性格、位置付け

- ・ この計画は、1996年策定の登別市総合計画を推進するための個別計画の一つです。男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、他の計画と連携し、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。
- ・ 登別市が男女共同参画社会を実現するために実施する施策の基本的な方向を示すものとして、のぼりべつ男女共同参画懇話会からの提言を踏まえ、国や北海道の男女共同参画基本計画と連携を保ち策定したものです。

男女共同参画社会基本法の基本理念 ①男女の人権の尊重 ②社会における制度等についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調		登別市総合計画（1996年策定）
--	--	------------------



男女共同参画基本計画(国) 北海道男女平等参画計画	連 ⇔ 携	部門別登別市関連計画 ・登別市子育て支援総合計画 ・登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 ・登別市障害者福祉計画 ・登別市生涯学習基本構想 ・登別市社会教育中期計画
------------------------------	-------------	---

連 ↓ 携

登別市男女共同参画基本計画

勘 ↑ 案

のぼりべつ男女共同参画懇話会提言

■[登別市男女共同参画基本計画体系図](#)

7. 計画の期間

この計画の期間は、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までの10年間としますが、社会情勢の変化に対応できるよう上記期間に関わらず、必要に応じて見直しを行います。